

マーチングバンド部門
【フェスティバルの部】
実施規定・表彰規定

大会における著作権等について

大会参加における著作権は著作権法に基づくものであり、大会に参加する団体はこの著作権法を遵守しなければなりません。

以下の事項はあくまでもその一部を補助的なものとして明記してありますが大会に参加する団体は法律で定められた事項を遵守することが必要です。大会で使用する曲について万が一、版元とのトラブルが生じた場合は団体の責任の下に処理していただきますのでご承知おきください。

【肖像権について】

プロップなどに人物画、キャラクター等をデジタルコピーまたは複写して使用する場合は肖像権の使用許諾が必要です。

【音楽著作権使用許諾申請について】

使用曲に音楽著作権使用許諾申請が必要かの有無を確認します。

(1) 市販の楽譜を指定の編成で利用する …………… 音楽著作権使用許諾申請の**必要がない**

※市販の楽譜を使用する場合は、購入を証明する（領収証等）のコピーを添付し提出して頂きます。

日本国外から直接購入された楽譜は演奏できない場合もございますのでご注意ください。

(2) 市販の楽譜をアレンジして利用する …………… 音楽著作権使用許諾申請の**必要がある**

⇒使用許諾を証明する書類を提出すること。

※市販の楽譜にマーチングパーカッションを加えるなど、指定の編成を変えて利用する場合は、使用許諾が必要です。

(3) 原曲を自らアレンジした楽譜を利用する …………… 音楽著作権使用許諾申請の**必要がある**

⇒団体ごとに原曲の作曲者または著作権を持っている出版社に対して編曲使用許諾申請を行ってください。（使用料等の金額並びに支払方法も提示される事があります。）

尚、著作権は著作者の死後70年を経ると消滅する事が原則ですが、外国曲の中には、第二次世界大戦の期間に相当する約10年を延長して保護する必要がある楽曲が多く存在します（戦時加算）。

① 2020年時点で編曲許諾が取れない可能性の高い作曲家

バーンスタイン…「ウエスト・サイド・ストーリー」など

コーブランド…「アパラチアの春」など

ストラビンスキー…「火の鳥」など

②他にも編曲許諾が取れない可能性があります。

編曲許諾申請は（JASRAC・日本音楽著作権協会 ほか）が公開している楽曲データベースを参照した上で、著作権を持っている出版社に、必ず事前に確認をとってください。

⇒使用許諾を証明する書類を提出すること。

尚、著作権を所有している出版社によっては公式の許諾用書式がない場合も想定されますが、その場合は、著作権所有の出版社名、担当者名、連絡先、許諾に関する対応をされた期日等を記入し、許諾に要した金額の領収書等（コピー可）を添付してご提出ください。

(4) 自作曲を利用する…………… 音楽著作権使用許諾申請の**必要がない**

※上記の申請は、参加手続きまでに申請が終了していること。

【楽譜の複製・コピーについて】

市販の楽譜をコピーして使用する場合や、楽譜データをデジタルコピーしたりプリントアウトしたりして使用する場合は、著作権者の許諾が必要です。著作権管理団体（JASRAC ほか）にお問い合わせください。

※社会人の活動はもちろん、学校の部活動で利用する場合でも著作権者の許諾は必要です。

※JASRAC の管理楽曲については、複製部数が 100 部までの場合、1 曲につき歌詞・楽譜それぞれ 1,600 円（消費税抜き）です。

※高等学校までの教育機関での楽譜コピーについては、1 曲につき歌詞・楽譜それぞれ 400 円（消費税抜き）となる減額措置が適用される場合があります。

※外国曲の場合は指し値となるため、減額措置が適用されないほか、一般的に高額となりますのでご注意ください。

不明点は、以下にお問い合わせください。

一般社団法人日本マーチングバンド協会(JMBA) 03-6231-6033

E-mail : jmba@japan-mba.org

一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC) 出版課 03-3481-2170

<http://www.jasrac.or.jp>

楽譜コピーに関する情報は、以下のウェブサイトに掲載されています。

楽譜コピー問題協議会(CARS) <https://www.cars-music-copyright.jp>

フェスティバルの部 実施規定

1. 参加資格

- (1) 参加資格は、次のようにする。
 - ①日本マーチングバンド協会に加盟しており、各県組織より参加資格を与えられた団体であること。
- (2) 参加団体は、期限までに所定の参加手続きをすること。
 - ①構成メンバーの登録。(当日の構成メンバーは登録人数以内であること。)
※構成メンバーとは、当日演技フロアに入場するもの(教師等の指揮者を含む)とする。
 - ②団体参加費として5,000円(合同は2団体目から2,000円ずつ追加)の納入。
 - ③構成メンバー登録会費として構成メンバー1名につき1,000円の納入。(プログラム、記念バッジ、傷害保険料を含む。)
 - ④その他、指定した書式の提出。

2. 構成と編成

- (1) 単一加盟団体、もしくは複数加盟団体の合同による構成であること。ただし、小学生以上であること。
- (2) 人数編成は自由とする。
- (3) 楽器編成は自由とする。
※シンセサイザー、エレクトリックピアノ、エレクトリックギター、エレクトリックベース等の電源を必要とする電子楽器は申請により使用を認める。但しピアノ、オルガン、ハーブシコード、チェレスタ等の重量のある鍵盤楽器はセッティングの安全確保のため、使用不可とする。その他類似するものがある場合は、実行委員会に問い合わせること。

3. 演奏演技

- (1) 演技フロア
 - ①演技フロアは、別記フロア図の通りとする。(特に指定のあるものを除き、線及び印は、すべて5cm幅のものとする)
 - ②フロア中心に一辺30mの正方形を実線で明示する。
 - ③上記②の正方形の中央の縦横に、十字の直線を実線で明示する。さらに、その直線の中心から5mは、太い実線(15cm幅)で明示する。
 - ④演技フロア全域に5m間隔の十字の印(縦横30cm)を明示する。
 - ⑤演技フロアへの入場は、構成メンバー(1.参加資格(2)①参照) **登録引率者及び登録運搬補助員のみとする。**
※搬入・搬出時の登録引率者及び登録運搬補助員の演技フロアへの入場については「3.演技(5)登録引率者及び登録運搬補助員」を参照のこと。
- (2) 入退場
 - ①構成メンバーは、係の指示に従い、入場待機ラインの外側で待機すること。
 - ②構成メンバーは、前の団体の演技終了後、係の誘導で入場し、演技演奏準備並びに団体紹介をすること。
 - ③演技終了後は、指定された退場口を使用し、速やかに退場すること。
- (3) 演奏演技時間
 - ①入場開始から退場終了まで9分以内とする。
 - ②演奏準備中に、所定の場所にて団体紹介を行うこと。

係員の入場指示

入場・団体紹介	演奏演技	退場
9分以内		

4. 手具・器物・特殊効果関連

- (1) 手具・器物の搬入搬出は安全かつ迅速に行うこと。
※手具…演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いる小道具類。
※器物…楽器・バトン・手具類・ユニフォーム類のどれにも属さない物の総称。
楽器や楽器運搬台に装飾を施した場合は器物とみなす。
- (2) 演技フロアに搬入する器物については、経路をスムーズに移動できる大きさのものとする。
- (3) 搬入した手具・器物に関しては、責任を持って搬出すること。
- (4) 特殊効果並びに電源の使用については、参加手続き時に、所定の書式に記入し提出すること。
※特殊効果…フラッシュ、ストロボ、各種ライト類（ケミカル類含）等の光の効果を
用いた物
※火気（クラッカー・雷管等を含む）及び危険物（ガス類・液体類・固形燃料類等）の使用
は禁止する。
- (5) 使用する指揮台は、大会本部で用意した大小各1台（固定）を使用すること。その他の場
所での指揮台使用は、各団体で持ち込みを可とする。
- (6) スパンコールやビーズ等衣装の付属品については、落下等により他の団体の演技の妨げと
ならないよう留意すること。

5. 登録引率者及び登録運搬補助員

- (1) 全参加団体は、構成メンバーを補助する登録引率者を5名まで登録することができる。
- (2) 登録運搬補助員（出演前後の搬入・搬出のための補助員）については、10名まで登録
することができる。
※登録運搬補助員は、団体受付時に配付する登録運搬補助員シールを左肩に貼り付ける。
この登録運搬補助員シールは、搬入から搬出までの経路に限り有効となる。
- (3) 上記①・②の登録引率者及び登録運搬補助員は、入場時の搬入作業の補助を行うことが
できる。演技中は、フロア正面に設ける補助員席にて待機・鑑賞し、演奏演技終了後は、搬
出作業の補助を迅速に行う。

6. その他

- (1) 大会参加に要する経費は、参加団体の負担とする。
- (2) 参加手続き期限後の変更等は、当日提出するチェックインシートにより受け付ける。
- (3) 納入された団体参加費・構成メンバー登録会費は返却しない。
- (4) 各団体の出演順は、申し込み状況を確認し、実行委員会が決定する。
- (5) 本規定の主旨を変更することなく、加除訂正を実行委員会において行うことができる。

フェスティバルの部 表彰規定

1. 講評・表彰

(1) 講評員

①講評員は2名とし、総合的に講評する。

(2) 表彰

①大会実行委員長よりオリジナル賞を授与する。

②その他に特別賞を授与することがある。